

令和5年第10回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和5年9月26日（木）第10回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所大会議室において開催した。

出席者委員

1番 田野井 晃 造	2番 田 島 正 男	3番 竹 澤 靖
5番 高 村 秀 男	6番 柴 田 忠	7番 小 林 和 夫
8番 仲 田 裕 子	10番 奈 良 茂 男	11番 早乙女 八重子
12番 神 長 守 雄	13番 松 井 研 吉	14番 小 平 敏 男
15番 安 生 芳 子	16番 神 山 卓 也	17番 金 子 重 博
18番 大 森 用 子		

(16名)

欠席委員

4番 関 口 清 、 9番 黒 川 幸 昭 、 19番 青 木 正 好

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 橋 本 寿 夫	農地調整係長 宇賀神 崇
	主 査 田野井 要一	主 査 永 嶋 将

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇賀神 崇

—◇—

◎議長（大森用子会長。以下議長）は午前10時00分、第10回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

2番 田 島 正 男 委員 、 11番 早乙女 八重子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主事） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明

いたします。今回は売買 5 件、贈与 2 件、賃借権設定 4 件、営農型太陽光発電設備への転用に伴う区分地上権設定 2 件、合計 13 件の許可申請が提出されました。別添の農地法第 3 条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。また番号 2 から 5 番の申請地について、農作物栽培高度化施設の設置についての届出が同日付で出ておりますので、補足説明いたします。議案書 21 ページをご覧ください。報告第 8 号の農地法第 43 条第 1 項の規定による届出、農作物栽培高度化施設の設置について説明いたします。併せてお手元の資料もご覧ください。平成 30 年 11 月 16 日付の制度改正により、農作物の栽培の効率化・高度化を図るための施設、例えば底面を全面コンクリート等で覆う農業用ハウス等を、農地転用許可申請を要することなく届出のみで設置可能になりました。今回の申請地は、トラック等の貨物用コンテナを温室として農地に設置し、エアコン・加湿器等を備えた温室として椎茸の菌床栽培を行うものであります。届出の際には施設設計や他法令の許可状況、周辺農地の日照等の耕作影響について確認しました。高度化施設届出と併せて農地法第 3 条案件 13 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎高村秀男委員 1 番の売買の件ですが、譲渡人の●●さんは高齢で農業から手を引いていまして、娘夫婦と一緒に生活していますが、その娘夫婦も後々も農業をやりたくないというところから、●●さんに譲るということになりました。両家は親戚同士ですので、問題はないと思います。2 番から 5 番は先ほど事務局から説明がありましたように、菌床栽培を行うということでこの申請が出されました。今まで 10 数年耕作放棄地になっていたところで、地主としてはこれ幸いというところでありまして、問題はないと判断いたしますのでよろしくをお願いいたします。

◎小林和夫委員 加園の件につきましては、父から子への贈与です。地目が畑と田とありますが、田の方は県道沿いであって稲作や一部自家用の野菜を栽培するなどきちんと管理されている農地です。畑については、本当に山の中と申しますか耕作放棄地と山に囲まれている場所にあるのですが、対象の土地についてはきちんと整地して草も刈られるなど、トラクターできれいにした跡がございました。一部整地途中の部分がございまして笹竹が生えているところもありましたが、笹竹も伐採が始まったのを私の方で確認しました。特段問題はないと思いますのでよろしくをお願いいたします。

◎奈良茂男委員 7 番、塩山町の件は、南上野町の農業兼会社役員●●さんから宇都宮市滝谷町の不動産業●●への区分地上権設定の営農型太陽光発電設備です。この件は 5 条の案件としても出ています。問題はありませんのでご承認よろしくお願ひしたいと思ひます。8 番、上奈良部町と下奈良部町の件ですが、この土地は畦畔を挟んで隣接しています。譲渡人である下南摩町の●●さんから日光市岩崎の農業●●さんへの売買です。●●さんは水稲とそば

を栽培する専業農家で、さらにこの売買によって取得する農地で水稲とそばを規模拡大することです。問題はありませぬのでご承認をよろしくお願ひしたいと思います。

◎安生芳子委員 9番の贈与ですが、●●さんと●●さんは親子でして、問題ありませんのでご承認お願ひいたします。10番は、北赤塚町の●●さんから●●さんへの売買ですが、●●さんは体調を崩して入院してしまっているようです。●●さんは会社を退職して稲作を少しやりたいとのことで農地を買うようです。これも問題が無いと思ひますのでご承認をお願ひいたします。

◎金子重博委員 11番、中粕尾の件は、東京都江戸川区の農業●●さんから妻の●●さんへの区分地上権設定です。●●さんは農地所有適格法人である●●の取締役で、法人所属の農業従事者です。●●は中粕尾に営農型太陽光発電設備の整備を進めており、今回の件もその一部でありまして、ソーラー申請の関係上、土地の名義を妻にするものでありまして、問題ありませんのでご承認をお願ひいたします。12番、中粕尾の件は、中粕尾の●●さんから、幸町の農地所有適格法人●●への売買です。●●は中粕尾に営農型太陽光発電設備の整備を進めており、今回の件の一部であり問題ありませんのでご承認お願ひいたします。13番、上永野の件は、東京都三鷹市の相続財産管理人である●●さんから東京都練馬区の●●さんへの売買です。●●さんは上永野でお蕎麦屋を営んでおり、畑に野菜を作って自家消費と店で提供するとのことでありまして、問題ありませんのでご承認をお願ひいたします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から13番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。3ページをお開きください。1番、玉田町における●●さん申請の農家用住宅敷地拡張への転用については、東を道路、西及び南を畑、北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がりがある10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。なお本件は、許可前に農地として適切でない利用をしていたことから始末書付きとなっております。以上、4条転用1件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願ひいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎早乙女八重子委員 玉田町の●●さんですが、先ほど事務局からの説明があった通りカーポートが建っていたため始末書付きの申請になります。その他は問題無いと思ひますのでよろ

---

しくお願いいたします。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番、玉田町の●●さん申請の件は、農家住宅敷地拡張のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題はありませので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（永嶋主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。4ページをお開きください。1番、富岡における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東及び北を畑、西及び南を道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、引田における、●●申請のキャンプ場への転用については、東を河川、西を道路、南を田及び畑、北を宅地及び山林に囲まれた農地で、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお本件は、許可前に宅地の一部として利用していたことから始末書付きとなっております。3番及び4番は、いずれも上久我における●●申請の太陽光発電設備への転用であり、近隣地のため一括して説明いたします。3番は、東及び南を畑、西を道路及び畑、北を道路に囲まれた農地です。4番は、東を道路及び緑地帯、西を畑、南を原野、北を田に囲まれた農地です。また、申請地はどちらも、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番の説明に入る前に、ここで営農型太陽光発電設備について平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知に基づき概要を説明いたします。営農型太陽光発電とは、簡易な支柱を農地に立て、その上部で太陽光発電を行い、太陽光発電の下部で営農を行うものです。通常の太陽光発電への転用であれば、ソーラーパネルを設置する必要な面積を永久転用しますが、営農型の場合は必要最小限の面積、すなわちソーラーパネルを乗せる支柱の面積、おおよそ数㎡となりますが、その数㎡の面積を一時的に転用することとされています。一時転用とする理由については、営農型は毎年1回、営農状況を報告することが義務付けられ、営農状況によってはソーラーを撤去し元の農地に復元する必要があるためです。一時転用の3年間の期間を満了し、営農に問題がなければ、申請者は再び一時転用許可申請を行うことができます。条件等は変わらず、毎年営農状況を報告し、3年ごとに許可申請を行うこととなります。以上を踏まえ、5番の説明をいたします。5番、塩山町における●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用については、東、西及び北を水路、南を道路に囲まれた農地で、太陽光発電設備の下で榊を栽培する予定であり、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられます。また当該申請地は、農振農用地に区分さ

れますが、営農型太陽光発電設備として一時的な利用に供するもので、令和8年までの3年間、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられ、かつ、一時転用期間満了後も事業を継続する場合は、再度転用許可申請を行う必要があります。6番、上石川における●●さん申請の一般住宅への転用については、東を畑、西及び南を道路、北を宅地に囲まれた農地です。また申請地は、農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。7番、上石川における●●申請の資材置場への転用については、東を雑種地及び道路、西及び南を道路、北を田、雑種地及び道路に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、深津における●●申請の園芸用土採取への一時転用については、東を道路、西、北及び南を畑、山林及び宅地に囲まれた農地です。また申請地は、農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。9番、中粕尾における●●さん申請の営農型太陽光発電設備への一時転用については、東西を畑、南を道路、北を山林に囲まれた農地で、太陽光発電設備の下でいちごを栽培する予定です。なお当該申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されますが、営農型太陽光発電設備として一時的な利用に供するもので、令和8年までの3年間、毎年1回、営農状況についての報告が義務付けられ、かつ、一時転用期間満了後も事業を継続する場合は、再度転用許可申請を行うことが必要となります。10番、中粕尾における●●申請の太陽光発電設備への転用については、東西を道路、南北を畑に囲まれた農地です。また申請地は、農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。11番、中粕尾における●●さん申請の農地改良への一時転用については、東を河川、西及び南を山林、北を畑に囲まれた農地です。本申請地内には、筆と筆の間に国有地があり、当初の予定では国有地の払い下げが済んでから一体として農地改良を行う予定でしたが、数年経っても払い下げの処理が完了せず、今のままでは営農に支障をきたすため、国有地以外の私有地から農地改良を行うに至ったという経緯があります。国有地の払い下げが完了した後に、転用を行い一体として利用する予定であります。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、5条転用11件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた

◎早乙女八重子委員 9月20日に、私と田島委員、橋本事務局長、宇賀神係長、永嶋主査の5名で現地調査を行いました。議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請について現地調査結果を報告します。1番の富岡の件は、菊沢西小学校から北西へ約1kmのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。周囲の状況から問題無いと見て参りました。2番の引田の件は、加蘇中学校から北西へ約4kmのところ、売買によるキャンプ場への転用です。先ほど事務局から始末書付きという説明がありましたが、それ以外は周囲の状況から見て問題無いと思います。3番の上久我の件は、久我小学校跡地、現在の上都賀郡市医師会附属看護学校から南西へ約700メートルの所で、売買による太陽光発電設備への転用です。

周囲の状況から問題無いと見て参りました。4番、上久我の件も同じ方です。売買による太陽光発電設備への転用で、道を挟んでの場所でこちらも問題無いと見て参りました。5番、塩山町の件は、南押原コミュニティセンターから南へ約1kmのところ、賃借権設定による営農型太陽光発電設備への一時転用です。周囲の状況から問題無いと見て参りました。

◎田島正男委員 6番から11番の現地調査の報告をさせていただきます。6番上石川の件は、石川小学校から東へ約1kmのところ、使用賃借権設定による一般住宅敷地への転用です。周囲の状況から見て問題無いと見て参りました。7番、上石川の件は、TKCいちごアリーナから北西へ約500mのところ、売買による資材置場への転用です。周りよりも土地が低いので5mくらい地上げするとのことですが、周囲の状況から見て問題無いと見て参りました。8番、深津の件は、鹿沼市消防署東分署から東へ約1.5kmのところ、賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。周囲の状況から見て問題無いと見て参りました。9番、中粕尾の件は、粕尾コミュニティセンターから北西へ約1kmのところ、賃借権設定による営農型太陽光発電設備への一時転用です。周囲の状況から見て問題無いと見て参りました。10番、中粕尾の件は、粕尾コミュニティセンターから北西へ約1.6kmのところ、売買による太陽光発電設備への転用です。周りにも太陽光発電設備があり問題無いと見て参りました。11番、中粕尾の件は、粕尾コミュニティセンターから北西へ約3kmのところ、使用賃借権設定による農地改良の為の一時転用です。3mくらい地上げして農機具が入りやすいようにするとのこと。周囲の状況から見て問題無いと見て参りました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田野井晃造委員 1番、●●さん申請の富岡の件は、売買による太陽光発電設備への転用です。近くには同様の太陽光発電設備が設置されており、現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をよろしくお願いします。

◎高村秀男委員 2番の件は、●●さんは現在花岡町に住んでいますが、それまでは同地に住んでいました。高齢のため管理が行き届かないという状況で、ここを整理したいということからこの話となりました。これに関しても何ら問題はありませんのでご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎小林和夫委員 3番4番とも太陽光への農地の売買という形になりまして、●●さんは今までも管理はしていたのですが、しばらく作付けはしてない状態で、年齢も70半ばになったということで将来を考えて、この際だから太陽光に農地を売ろうということになりました。当地区では先月も太陽光への売買がありまして、このあたりは太陽光の設置が広がっている状況があります。自分で管理できなくなることを前提にしての内容ですのでよろしく申し上げます。

◎奈良茂男委員 5番、塩山町の件は、南上野町の農業兼会社役員の●●さんから、宇都宮市の●●への賃借権設定による営農型太陽発電設備への一時転用です。●●さんが新規就農した時点で、営農型の太陽光発電設備を目的として農地を購入いたしました。その下で榊を栽培する予定だそうです。栗野の●●の元でノウハウを学んで栽培に活かしていきたいということです。現地調査員の報告のとおり問題はありませんので、ご承認をお願いしたいと思います。

◎早乙女八重子委員 6番の上石川、使用賃借権設定の件ですが、●●さんは●●さんの孫になります。北側には自宅がありますが、●●さんは畑の東側に家を建てることにしたそうです。問題ありませんのでご承認よろしく願いいたします。7番、上石川の●●さんの売買の件ですが、流通センター西側の結構広いところです。この一帯はすごく水が溜まる湿地で今まで何とか田を作ってきましたが、毎年トラクターや機械がぬかるみにハマる状況でここしばらくは放置されていたところでした。そこを●●の資材置場として使っていただくということです。問題ありませんのでご承認のほどよろしく願いいたします。

◎松井研吉委員 8番、深津の賃借権設定の件ですが、●●さんは推進委員をやってらっしゃいまして、園芸用土採取への一時転用ということで何ら問題ないと思いますので、ご承認のほどよろしく願います。

◎金子重博委員 9番、中粕尾の件は、議案第1号の11番の●●さんの件で、賃借権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。10番、中粕尾の件は、中粕尾の●●さんから、香川県高松市の太陽光発電事業●●への売買による太陽光発電設備設置のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。11番、中粕尾の件は、中粕尾の●●さんから、栃木市西方町の建設業●●さんへの使用賃借権設定による農地改良のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、ご承認をお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎竹澤 靖委員 2番についてお伺いしたいのですが、キャンプ場予定地の真ん中に住宅があるようですが、この住宅の方はご了承されているということでよろしいでしょうか。

◎高村秀男委員 これは●●さんの長男の方なのですが、宅地も一緒に整理したということになっています。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から11番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和5年9月8日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書10ページをご覧ください。所有権移転が2件、2筆、2,963㎡となっております。以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番及び2番について許可することに決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時00分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和5年9月26日

議 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_